2　支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定地域型保育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項第六号中「一万九千五百円」とあるのは「一万八千五百円」と、「一万九千三百円」とあるのは「一万八千三百円」と、同項第七号中「九千円」とあるのは「零」とする。

（法第三十条第二項第二号の政令で定める額）

第十一条　法第三十条第二項第二号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特別利用地域型保育（同条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育をいう。以下この条及び第二十三条第三項第七号において同じ。）に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

一　次号から第五号までに掲げる者以外の支給認定保護者　二万五千七百円

二　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特別利用地域型保育のあった月の属する年度（特別利用地域型保育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　二万五百円

三　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円

四　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用地域型保育のあった月の属する年度（特別利用地域型保育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給認定保護者又は養育里親等である支給認定保護者（次号に掲げる者を除く。）　三千円

五　特別利用地域型保育のあった月において被保護者である支給認定保護者　零

2　支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用地域型保育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項第三号中「一万六千百円」とあるのは「一万五千百円」と、同項第四号中「三千円」とあるのは「零」とする。

（法第三十条第二項第三号の政令で定める額）

第十二条　満三歳以上保育認定子どもに係る支給認定保護者についての法第三十条第二項第三号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定利用地域型保育（同条第一項第三号に規定する特定利用地域型保育をいう。以下この条及び第二十三条第三項第八号において同じ。）に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

一　次号から第八号までに掲げる者以外の支給認定保護者　十万千円（短時間認定保護者にあっては、九万九千四百円）

二　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定利用地域型保育のあった月の属する年度（特定利用地域型保育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（以下この項において「市町村民税所得割合算額」という。）が三十九万七千円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第八号までに掲げる者を除く。）　七万七千円（短時間認定保護者にあっては、七万五千八百円）

三　市町村民税所得割合算額が三十万千円未満である場合における支給認定保護者（次号から第八号までに掲げる者を除く。）　五万八千円（短時間認定保護者にあっては、五万七千百円）

四　市町村民税所得割合算額が十六万九千円未満である場合における支給認定保護者（次号から第八号までに掲げる者を除く。）　四万千五百円（短時間認定保護者にあっては、四万九百円）

五　市町村民税所得割合算額が九万七千円未満である場合における支給認定保護者（次号から第八号までに掲げる者を除く。）　二万七千円（短時間認定保護者にあっては、二万六千六百円）

六　市町村民税所得割合算額が四万八千六百円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第八号に掲げる者を除く。）　一万六千五百円（短時間認定保護者にあっては、一万六千三百円）

七　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定利用地域型保育のあった月の属する年度（特定利用地域型保育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給認定保護者（次号に掲げる者を除く。）　六千円

八　特定利用地域型保育のあった月において被保護者である支給認定保護者又は里親である支給認定保護者　零

2　特定満三歳以上保育認定子どもに係る支給認定保護者についての法第三十条第二項第三号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定利用地域型保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

一　前項第一号に掲げる支給認定保護者　十万四千円（短時間認定保護者にあっては、十万二千四百円）

二　前項第二号に掲げる支給認定保護者　八万円（短時間認定保護者にあっては、七万八千八百円）

三　前項第三号に掲げる支給認定保護者　六万千円（短時間認定保護者にあっては、六万百円）

四　前項第四号に掲げる支給認定保護者　四万四千五百円（短時間認定保護者にあっては、四万三千九百円）

五　前項第五号に掲げる支給認定保護者　三万円（短時間認定保護者にあっては、二万九千六百円）

六　前項第六号に掲げる支給認定保護者　一万九千五百円（短時間認定保護者にあっては、一万九千三百円）

七　前項第七号に掲げる支給認定保護者　九千円

八　前項第八号に掲げる支給認定保護者　零

3　支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定利用地域型保育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前二項の規定の適用については、第一項第六号中「一万六千五百円」とあるのは「一万五千五百円」と、「一万六千三百円」とあるのは「一万五千三百円」と、同項第七号中「六千円」とあるのは「零」と、前項第六号中「一万九千五百円」とあるのは「一万八千五百円」と、「一万九千三百円」とあるのは「一万八千三百円」と、同項第七号中「九千円」とあるのは「零」とする。

（法第三十条第二項第四号の政令で定める額）

第十三条　教育認定子どもに係る支給認定保護者についての法第三十条第二項第四号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特例保育（同条第一項第四号に規定する特例保育をいう。以下この条、次条及び第二十三条第三項第九号において同じ。）に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

一　次号から第五号までに掲げる者以外の支給認定保護者　二万五千七百円

二　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特例保育のあった月の属する年度（特例保育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）　二万五百円